

お客さま各位

株式会社福島銀行

振込依頼人名変更による暗号資産交換業者 および資金移動業者への送金制限について

還付金詐欺や架空料金請求詐欺等をはじめとする特殊詐欺において、暗号資産交換業者や資金移動業者宛に振り込まれる事例が増加しています。

お客さま保護および不正送金防止の観点から、下記のとおり暗号資産交換業者や資金移動業者宛にお振込みいただく場合、**振込依頼人名を変更してのお振込みはできません**ので、ご注意くださいようお願い申し上げます（※1）。

詳細は、関連する当局のウェブサイトもご参照ください（※2）。

お客さまの大切な資産をお守りするための対策となります。何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

《口座名義人と振込依頼人名が異なる振込の具体例》

口座名義人	振込依頼人名	振込可否
フクシマ タロウ	フクシマ タロウ	振込可
	A1234 フクシマ タロウ	振込可
	フクシマ タロウ A1234	振込可
	フクシマ	振込不可
	フクシマ ハナコ	振込不可
	A1234 フクシマ ハナコ	振込不可

※1:口座名義の前後に英数字等を付加するのみの場合は、本制限の対象にはなりません。

※2: ご参考

金融庁ホームページ

「第三者への資金移動が可能な暗号資産交換業者への不正送金対策の強化について」

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240207.html>

警察庁ホームページ

「法人口座及びインターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」

https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/tokusyusagi/yotyokin_taisakukyouka20250912.html

以上